

【質問】 電子処方箋とは何でしょうか。

(53歳、男性)



電子処方箋

電子処方箋で処方・調剤された薬は、発行と同時に国の電子処方箋管理サービスに登録されます。

薬の情報共有。確認が可能に

受け付け時の同意必要 質問をどうぞ

【回答】 政府が進める医療デジタルトランスフォーメーション(DX)の一つで、これまで紙で発行していた処方箋を電子化したものです。利用するためには、まず受け付けの際、マイナンバーカードを保険証として使う「マイナ保険証」で「過去のお薬情報の提供」に同意することが必要です。資格確認証で受診した場合でも窓口で「情報提供に同意します」と伝えることで、電子処方箋が利用可能になります。

電子処方箋の利用により、複数の医療機関・薬局にまたがる直近のお薬情報を医師・歯科医師・薬剤師が共有できるようになります。最大の利点は、今回処方・調剤される薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないか、他の医療機関で同じ薬をもっているか、その場で確認できることです。

電子処方箋でない場合であっても、医療機関・薬局から提出されるレセプト(診療報酬明細書)を基に次の月の11日に登録されます。これらのデータで処方薬のチェックが医療機関・薬局で行われます。

薬を受け取る予定の薬局に事前に引き換え番号を連絡することで、薬局で薬を受け取るまでの待ち時間が短くなるという利点もあります。オンライン診療や、一定期間繰り返し使える「リフィル処方箋」の場合も、受け取り番号さえ分かれば処方を受けることができます。ただし、いずれの

場合も薬を受け取る時はマイナ保険証、資格確認証で本人確認が必要ですので、忘れないようにしてください。

電子処方箋であれば、マイナポータルから自身の薬を即座に見ることができます。電子処方箋を導入していない医療機関や緊急時であっても、お薬手帳の代わりとして、スマートフォンで薬を知ることができることもメリットです。

電子と名がつくと難しい気がするかもしれませんが、利用同意をすれば、あとは医療機関・薬局がやってくれます。渡される処方箋は今までの紙の処方箋と何ら変わりません。安心して、過去のお薬情報提供に同意してください。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q & A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。